

I 令和3年度の指定団体等

県では、平成30年3月に、平成30年度から令和3年度までの4年間を計画期間とする「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」※（以下「第V期計画」という。）を策定しました。

令和3年度は、48団体を公社等外郭団体（以下「公社等」という。）として指定しました。指定団体は、「公社等外郭団体一覧」（P11）のとおりです。

このうち、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしていますが、令和3年度は41団体が該当しています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしていますが、令和3年度は7団体が該当しています。これらの団体については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「V改善支援団体の取組状況」（P15～）を参照）。

また、廃止又は統合することが決定し、今後本計画の指定団体から外れることが見込まれる公社等を「進行管理団体」に分類し、県は廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行うこととしていますが、令和3年度の該当はありませんでした。

なお、第V期計画では、計画期間中においても指定団体の分類変更の検討を行い、団体の経営状況等の変化に合わせ、適切な進捗管理を行うこととしています。

※この計画は、県と公社等が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めるため、社会情勢の変化や東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた役割等を考慮しながら、公社等の役割・意義を問い直し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ることを目的としています。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が事業実施後に自ら実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、令和3年度指定の48団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、第V期計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士4人、中小企業診断士1人、大学教授1人の計6人で構成）による調査審議の対象としていることから、令和3年度は、「改善支援団体」全7団体のうち、（株）仙台港貿易促進センター及び（一社）宮城県林業公社について調査・審議を行いました。所管部局（主務課）は、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

<p>(株) 仙台港貿易 促進センター</p>	<p>【減資について】 団体は、概ね良好な経営状況にあるが、多額の累積欠損金が残っていることから、一層の経営改善を図るためには、無償減資を実施して累積欠損金の解消及び税負担の軽減をすることが望ましい。 減資の実施に当たっては、株主総会への議案提出に先立ち、社内及び株主の意見を踏まえて、十分に検討し、議決後には適法かつ速やかに諸手続きを実行すること。(団体)</p> <p>【減資実施後の団体の中長期的ビジョン及び今後の事業展開について】 団体は、減資後に自らが果たすべき役割と事業形態について、主要株主や県と十分な協議を重ね、中長期的ビジョンを明確にし、中長期経営計画の策定とPDCAサイクルの確実な実施を行うこと。 また、ビジョンや経営計画を踏まえ、仙台港を取り巻く環境の変化や事業者のニーズを把握し、新規事業を含む今後の事業展開を主体的に検討し、実行すること。(団体)</p> <p>【県が団体に期待する役割について】 団体の設立後、事業環境が大きく変化している中で、現状では、団体の設立趣旨である輸入関連基盤設備の整備・外国貨物の物流高度化・流通促進が十分に果たされているとは言えない。県は、海外との取引拡大を通じた地域経済の活性化を図っていくに当たっては、団体に期待する公益的役割について改めて明確化する必要がある、中長期の指針を主要株主及び関係機関との意見調整を経ながら団体と協議すること。(県)</p>
<p>(一社) 宮城県 林業公社</p>	<p>【中長期の経営改善に向けた年度別課題の明確化について】 団体の主要事業である分収林事業は、長期にわたる事業であることから、計画的に様々な経営改善に取り組む必要がある。そのため、解決すべき経営課題を総点検・再整理した上で、中長期目標のほか、年度別に具体的な課題と短期目標を設定し、経営課題と有機的に結合した中長期の経営改善計画を明確にすることが重要である。 団体は、計画策定に当たり、新たな収益確保についての検討を継続し、年度ごとの収入の適正な見積りに基づき、第二期分収林経営計画における収支計画や借入金返済計画の妥当性を検証すること。併せて、人材確保や技術の導入の具体的な計画についても検討すること。(団体)</p> <p>【重点的に取り組む課題について】 団体は、策定した計画を踏まえ、重点的に取り組むべき課題を抽出し、毎年度、県と情報共有しながら計画と実績を比較分析し、PDCAサイクルを回しながら解決に取り組むこと。 特に、主伐の時期や規模、入札方法等の見直し、スマート林業技術の実用化、確実な借入金返済、基盤となる人材の確保・育成に取り組むとともに、森林の役割及び団体の事業・公益貢献度の県民への分かりやすい情報発信に努めること。(団体)</p>

	<p>【県による指導・助言について】</p> <p>上述のほか、分収割合の見直し、分収林契約相手方の特定、林業振興等団体が抱える経営課題は山積しており、団体だけで解決できるものは限られている。県は、団体と連携を密にし、経営計画の策定及び進捗管理について積極的に指導・助言を行うこと。（県）</p>
--	---

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

令和3年度の実績額は、21,585,579千円で、令和2年度実績対比で118.6%、令和元年度実績対比で200.5%となっています。

なお、令和3年度の実績額が令和2年度対比で増加したのは、主に（社福）社会福祉協議会等の団体で増加したことによるものです。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	R3実績 ／R1実績	R3実績 ／R2実績
委託金	6,877,499	5,921,097	5,448,966	79.2%	92.0%
補助金	3,720,587	12,098,533	15,962,765	429.0%	131.9%
負担金	168,142	173,179	173,848	103.4%	100.4%
合計	10,766,228	18,192,809	21,585,579	200.5%	118.6%
単年度貸付額	2,095,974	3,444,448	1,832,106	87.4%	53.2%
年度末貸付金残高	98,665,900	98,397,529	96,375,471	97.7%	97.9%
損失補償（債務保証）残高	18,892,217	17,551,000	14,799,453	78.3%	84.3%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託に当たっては、その必要性及び業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者の募集を行うに当たっては、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日制定）に基づき、原則として公募することとしています。令和4年3月31日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度と同数の24施設ありますが、そのうち10施設が公募によるものであり、非公募は14施設となっています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(令和4年3月31日現在)

	団体名	施設名称
公 募	(公財)宮城県スポーツ協会	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く)※ ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム, 宮城スタジアム補助競技場, 投てき場, 総合体育館, 総合プール, テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※
	(公財)宮城県文化振興財団	○宮城県民会館※
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県介護研修センター ○宮城県援護寮 ○啓佑学園 ○宮城県第二啓佑学園 ○宮城県七ッ森希望の家
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※

※ 共同企業体による管理

非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○宮城県慶長使節船ミュージアム
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県船形の郷
	(公社)みやぎ農業振興公社	○宮城県岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅, 地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

公社等の自律性を高める観点から, 知事等が代表者に就任している公社等については, その必要性を見直し, 充て職の廃止に向けた取組に努めることとしています。

令和4年6月30日現在で代表者への充て職等を実施している団体は, 前年度と同じ4団体となっていますが, 理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)東北自治研修所 《代表理事: 公務研修所長》 ・ (公社)宮城県観光連盟 《代表理事(会長): 知事》 ・ (株)仙台港貿易促進センター 《代表取締役会長: 副知事》 ・ (公社)宮城県国際経済振興協会 《理事長: 副知事》 |
|---|

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)に基づく令和4年3月31日現在の公社等への県職員の派遣状況は、団体数・派遣人数ともに前年度と同数となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	令和3年3月31日	令和4年3月31日	増減
団体数	5団体	5団体	±0団体
派遣人数	12人	12人	±0人

○ 派遣団体名と派遣人数(令和4年3月31日現在)

団体名	人数	団体名	人数
(公財)東北自治研修所	1人	(公社)宮城県国際経済振興協会	2人
(公財)宮城県スポーツ協会	2人	(公社)みやぎ農業振興公社	1人
(公財)みやぎ産業振興機構	6人	計	12人

6 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」(平成27年宮城県条例第80号)に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」(平成28年4月1日施行)に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

令和2年度及び令和3年度に知事部局の部局長、副部長(次長)、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出られた再就職状況(令和3年7月から令和4年6月末まで)については、公社等への再就職者は27人で、うち常勤役員15人、常勤職員12人となっています(役員兼職員の場合は役員に分類)。

Ⅲ 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

県は、公社等に対し、令和3年度の経営状況について「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。

また、改善支援団体に分類された公社等にあつては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました(各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「V 改善支援団体の取組状況」(P15～)を参照)。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和3年度	48団体	31団体(64.6%)	15団体(31.2%)	2団体(4.2%)	0団体(0.0%)
令和2年度	49団体	27団体(55.1%)	21団体(42.9%)	1団体(2.0%)	0団体(0.0%)

【参考指標】

① 組織運営の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和3年度	48団体	41団体(85.4%)	7団体(14.6%)	0団体(0.0%)	0団体(0.0%)
令和2年度	49団体	39団体(79.6%)	10団体(20.4%)	0団体(0.0%)	0団体(0.0%)

※組織運営評価シートに基づき算定（組織運営評価シートは行政経営推進課ホームページに掲載）

② 財務の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和3年度	48団体	24団体(50.0%)	19団体(39.6%)	3団体(6.2%)	2団体(4.2%)
令和2年度	49団体	20団体(40.8%)	24団体(49.0%)	5団体(10.2%)	0団体(0.0%)

※財務評価シートに基づき算定（財務評価シートは行政経営推進課ホームページに掲載）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

令和3年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は32団体で、金額は合計で3,173百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は14団体で、金額は合計で△2,927百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期純利益を計上		当期正味財産の減 又は当期純損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
令和3年度	46団体	32団体	3,173百万円	14団体	△ 2,927百万円
令和2年度	47団体	31団体	3,274百万円	16団体	△ 1,316百万円

※当期純利益（当期正味財産増減額）が0円の宮城県道路公社及び損益ベースでの決算書を作成していない宮城県商工会連合会の計2団体を除いて集計

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数の適正化

令和4年3月31日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は64人となっており、そのうち県からの派遣職員は0人、県退職者は48人となっています。

また、常勤職員数は1,320人となっており、そのうち県からの派遣職員は12人、県退職者は82人となっています。

① 常勤役員数

令和3年3月31日現在			令和4年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
64人	0人	48人	64人	0人	48人	±0人	±0人	±0人

② 常勤職員数

令和3年3月31日現在			令和4年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,338人	12人	79人	1,320人	12人	82人	△18人	±0人	+3人

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が25%以上の団体については、常勤役職員の平均年収を団体改革実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」（P23～）を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めており、登用の状況は次のとおりです。

	登用している	登用していない
令和3年度	37団体（77.1%）	11団体（22.9%）
令和2年度	37団体（75.5%）	12団体（24.5%）

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりです。

なお、「関与している」に分類された団体のうち18団体（37.5%）は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査を実施又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
令和3年度	43 団体 (89.6%)	5 団体 (10.4%)
令和2年度	44 団体 (89.8%)	5 団体 (10.2%)

4 コンプライアンスの徹底等

(1) コンプライアンスに関する取組状況

公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めており、取組の状況は次のとおりです。

	取組実施			未実施	
令和3年度	48 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		40 団体 (83.3%)	2 団体 (4.2%)		47 団体 (97.9%)
令和2年度	49 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		38 団体 (77.6%)	1 団体 (2.0%)		48 団体 (98.0%)

(2) 障害者雇用に関する取組状況

公社等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者雇用に努めるものとしており、障害者雇用に関する取組の状況は次のとおりです。

区分	令和3年6月1日現在	令和4年6月1日現在
法定雇用率が課せられている団体 (常用労働者数が43.5人以上 ^(※) の団体)	9 団体	8 団体
法定雇用者数を達成している団体	6 団体	7 団体
法定雇用者数を達成していない団体	3 団体	1 団体
法定雇用率が課せられていない団体	40 団体	40 団体

※宮城県土地開発公社、宮城県道路公社及び宮城県住宅供給公社は38.5人以上。
なお、除外率が適用となる団体は除外率適用後の常用労働者数に基づき算定。

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりです。

	業務・財務に関する資料のうち、6項目以上公開している（会社法法人、その他法人は4項目）	業務・財務に関する資料のうち、6項目未満を公開している（会社法法人・その他法人は4項目）	ホームページで公開していない
令和3年度	44団体（91.7%）	3団体（6.2%）	1団体（2.1%）
令和2年度	44団体（89.8%）	4団体（8.2%）	1団体（2.0%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上かつ団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センターと各地方振興事務所に設置している県政情報コーナーで閲覧に供しています。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞		
<input type="checkbox"/> 定款（寄付行為）	<input type="checkbox"/> 事業（営業）報告書	<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 役員等名簿	<input type="checkbox"/> 収支計算書	<input type="checkbox"/> キャッシュフロー計算書
<input type="checkbox"/> 事業計画書	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	（作成している場合）
<input type="checkbox"/> 収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/> 損益計算書（正味財産増減計算書）	<input type="checkbox"/> 役員の報酬・退職金に関する規定

IV 第V期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

令和3年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、令和4年8月1日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

令和3年度の公社等外郭団体総合調整委員会では、下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
R3. 11. 15	公社等外郭団体の合併について	(公財)宮城県国際化協会
R3. 12. 6	公社等外郭団体への出資等の適否について	(一財)みやぎ建設総合センター
R4. 2. 7	公社等外郭団体への県職員派遣の適否について	(公財)東北自治研修所 (公財)宮城県スポーツ協会 (公財)みやぎ産業振興機構 (公社)宮城県国際経済振興協会 (公社)みやぎ農業振興公社
R4. 2. 21	公社等外郭団体への出資等の適否について	(株)仙台港貿易促進センター

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を団体改革計画表に記載し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。評価の結果は、次年度以降の経営に反映していくこととしています。

また、改善支援団体にあつては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」(平成 16 年宮城県条例第 54 号)に基づき議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

5 公社等外郭団体一覧【令和3年度指定48団体】（令和4.3.31現在）

<p>1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを 出資している法人で、県の出資割合が4分の1 以上のもの（30団体）</p> <p>宮城県土地開発公社 公益財団法人宮城県スポーツ協会 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人宮城県腎臓協会 宮城県信用保証協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 宮城県漁業信用基金協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 一般財団法人みやぎ建設総合センター 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター</p>	<p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの（14団体）</p> <p>公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 一般財団法人宮城県地域医療情報センター 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 宮城県職業能力開発協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議 公益財団法人宮城県水産振興協会</p> <p>(3) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの（4団体）</p> <p>公益社団法人宮城県物産振興協会 宮城県農業信用基金協会 宮城県土地改良事業団体連合会 公益社団法人宮城県建設センター</p> <p>《指定48団体の内訳》</p> <table border="0"> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>9団体</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>3団体</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>5団体</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>10団体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>6団体</td> </tr> </table>	公益財団法人	14団体	公益社団法人	9団体	一般財団法人	3団体	一般社団法人	5団体	特殊法人	10団体	社会福祉法人	1団体	株式会社	6団体
公益財団法人	14団体														
公益社団法人	9団体														
一般財団法人	3団体														
一般社団法人	5団体														
特殊法人	10団体														
社会福祉法人	1団体														
株式会社	6団体														

参考 第Ⅴ期計画の取組成果

1 指定団体数の推移

(1) 指定団体数

第Ⅴ期計画における指定団体の状況は、下表のとおりです。

団体の解散、統合や減資など、経営改善に向けた取組や県の公社等への関与の見直しを行った結果、令和3年度には平成30年度と比べて5団体減の48団体となりました。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定団体数		53	49	49	48
分類	改善支援団体	8	8	8	7
	自立支援団体	43	41	41	41
	進行管理団体	2	0	0	0

(2) 個別の団体の動向について

平成30年度には（公財）宮城県スポーツ振興財団及び（公財）宮城県体育協会が合併し、（公財）宮城県スポーツ協会となりました。

また、（株）テクノプラザみやぎ及び（株）インテリジェント・コスモス研究機構の2団体は、設立当時と比較して団体の役割及び存在意義が相対的に低下したことから、令和元年6月に解散したほか、（公財）翠生農学振興会及び（一社）宮城県交通安全協会は、県の施策との関連性の低下等により、それぞれ令和元年度の指定団体から除外されました。

その他、塩釜港開発（株）は、令和元年度に減資を行ったことで累積欠損金が解消されたことから、令和3年度から改善支援団体から自立支援団体へ分類変更されたほか、（一社）みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会は、県からの補助金等の交付がなくなったことから、令和3年度の指定団体から除外されました。

2 新たな取組

第Ⅴ期計画では、第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画まで取り組んできた県の公社等への財政的または人的関与の見直しや、公社の経営健全化に向けた取組を踏まえながら、団体の運営状況の「見える化」とコンプライアンス推進について、新たに取り組みました。

(1) 団体の運営状況の「見える化」

県は、「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の3つの観点から、公社等の取組や経営上の課題を踏まえ、公社等に必要な助言又は指導を行いました。

この際、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」については、それぞれに評価指標を設定してA～Dの評価を行い、また両者の評価から総合評価を行うことで、公社等の運営状況を「見える化」しました。

なお、平成30年度から令和3年度までの総合評価の推移は次表のとおりですが、総合評価がAとなった団体の割合は、令和元年度に低下したものの、令和3年度において最も高くなっています。また、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」がAとなった団体の割合は、年々上昇し、いずれも令和3年度において最も高くなっています。

評価	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
A（概ね良好）	25	47.2%	23	46.9%	27	55.1%	31	64.6%
B（改善の余地あり）	26	49.1%	24	49.0%	21	42.9%	15	31.2%
C（改善措置が必要）	2	3.8%	2	4.1%	1	2.0%	2	4.2%
D（大いに改善措置が必要）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%	48	100.0%

【参考指標】

①組織運営の健全性

評価	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
A（概ね良好）	33	62.3%	33	67.3%	39	79.6%	41	85.4%
B（改善の余地あり）	19	35.8%	16	32.7%	10	20.4%	7	14.6%
C（改善措置が必要）	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
D（大いに改善措置が必要）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%	48	100.0%

②財務の健全性

評価	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
A（概ね良好）	15	28.3%	20	40.8%	20	40.8%	24	50.0%
B（改善の余地あり）	35	66.0%	25	51.0%	24	49.0%	19	39.6%
C（改善措置が必要）	3	5.7%	4	8.2%	5	10.2%	3	6.2%
D（大いに改善措置が必要）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.2%
合計	53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%	48	100.0%

(2) コンプライアンス推進の取組

公社等が、公共サービス提供の担い手として県民からの信頼のもと運営していくために、コンプライアンスを推進する取組として、関係規程の整備のほか、内部統制やBCP（業務継続計画）の作成、また労働法令の遵守や障害者雇用に努めました。

その結果、コンプライアンス規程は、令和3年度において83.3%の団体が整備し、研修の実施や公益通報制度の整備など、その他取組についてもほぼ全ての団体で行われています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
ア コンプライアンス規程整備済	38	71.7%	34	69.4%	38	77.6%	40	83.3%
イ コンプライアンス規程整備予定	2	3.8%	3	6.1%	1	2.0%	2	4.2%
ウ その他取組	52	98.1%	47	95.9%	48	98.0%	47	97.9%
エ 未実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全団体数	53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%	48	100.0%

※ウは、アまたはイと重複計上。

また、障害者雇用については、法定雇用率を課せられている団体のうち、令和3年度においては8団体中7団体で法定雇用人数を達成しました。

なお、県では、平成30年度に公社等及び県の担当者を対象として、「公社等外郭団体向け障害者雇用促進セミナー」を開催しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法定雇用義務なし	43	40	40	40
法定雇用義務あり	10	9	9	8
達成	5	3	6	7
未達成	5	6	3	1
合計	53	49	49	48

3 宮城県公社等外郭団体経営評価委員会での審議

特に経営改善が必要な公社等に対しては、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会において、次のとおり調査審議を行いました。

	団体名
平成 30 年度	(一財) みやぎ建設総合センター
	仙台空港鉄道 (株)
令和元年度	(公社) 宮城県青果物価格安定相互補償協会
令和 2 年度	阿武隈急行 (株)
	(公社) 宮城県物産振興協会
令和 3 年度	(株) 仙台港貿易促進センター
	(一社) 宮城県林業公社

平成 30 年度に調査審議を行った 2 団体は、国通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成 30 年 2 月 2 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づいて、「経営健全化方針」策定の対象となった団体であることから、通常の経営評価に加えて、健全化方針策定に向けた調査審議も行った上で経営健全化方針を策定しました。

4 今後の方向性

公社等外郭団体改革の取組を通じて、指定団体数が大きく減少しているほか、県の指導による経営改善の取組が進むなど、団体の統廃合や経営改革といった観点からの見直しは区切りがつきつつあります。

また、公社等においては、毎年度、経営状況について自己評価して次年度の経営改善に反映させる仕組みが定着するなど、自立に向けた取組が進められています。

一方で、累積欠損金が生じている団体や組織体制の整備などに課題のある団体もあり、引き続き、県の指導・助言の下で、経営改善に取り組む必要もあります。

特に、感染症の感染拡大や自然災害等の影響により経営に大きな打撃を受け、安定的・継続的な事業の実施が困難となっている団体については、県民生活に支障をきたすことのないよう、県は、必要な支援を精査し、適切に関与していきます。

今後は、組織体制や財務に課題が残る団体については、県の指導を受けながら経営改善に注力するとともに、経営状況が良好な団体については、一層の自立に向けた取組を進めることにより、安定した経営基盤の下で、社会情勢の変化に対応しながら自らの公益的使命や役割を果たしていくことが必要となっております。

以上を踏まえ、県では、令和 4 年 3 月に令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間を計画期間とする「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」を策定し、今後の取組においては「経営改革」から「自立推進」に主軸を移し、これまでの経営改善に向けた指導を継続しつつ、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとしています。